

# 財団法人福岡観光コンベンションビューロー ウェルカム・サポーター制度実施要綱

## 1. 目的

この要綱は、福岡市を訪れる国内及び海外からの観光客などへのサービスの向上と市民と一体となったおもてなしを実現するため、ボランティアを活用した財団法人福岡観光コンベンションビューローウェルカム・サポーター制度の運営にあたり、必要な事項を定める。

## 2. 名称

この要綱に基づき活動するボランティアの名称をウェルカム・サポーター（以下「サポーター」という。）とする。

## 3. 活動内容

サポーターの活動内容は、財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）に関連する次に掲げる活動とする。

- (1) 観光客等の受入支援に関する活動  
通訳、案内、誘導など
- (2) その他ビューローが必要と認める活動

## 4. 資格

- (1) 福岡市及び近郊に在住する者
- (2) サポーターとしての活動時間を有する者
- (3) サポーターとしての趣旨を理解する満 18 歳以上の者で体力的に活動に支障がない者

## 5. 名簿登録

- (1) サポーター活動を希望する者は、財団法人福岡観光コンベンションビューローウェルカム・サポーター制度登録申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、申請するものとする。
- (2) ビューローは、申請により適当と認められた者をサポーターとして名簿登録する。
- (3) 名簿登録を受けた者には、ビューローから登録証（様式 2）を交付する。

## 6. 報酬及び実費負担

サポーターの活動は、自由意志に基づく無報酬による奉仕活動である。  
ただし、依頼者は案内に要する交通費等の活動実費を負担することを原則とする。

## 7. 名簿登録の取り消し

次の場合は名簿登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退の申し出があった場合
- (2) サポーターとして不適格と認められる事実が発生した場合
- (3) 活動要請に応じられない状態が何度も続いた場合

## 8. 登録者への活動依頼

ビューローは、3 に掲げる活動が発生した時は、その内容に応じて名簿登録者の中から選考し要請する。

## 9. 事故の際の責任

- (1) ビューローは、名簿登録したサポーターの活動中の不慮の事故に備えて、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア活動保険」に加入する。この場合、経費はビューローの負担とする。
- (2) サポーター活動中の災害（ボランティア自身、第三者、財物を含む）は、前項の保険の範囲内で災害補償を行う。ただし、ビューローは賠償の責を負わない。
- (3) サポーターによる依頼事項の不履行等により、依頼者が被った損害については、サポーターの責任とする。ビューローは賠償の責を負わない。

## 10. 実施運営

この制度の実施運営は、実施運営規定で定める。

（附則）

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。